

# 平成23年度「木づかい推進月間」実施要綱

## 第1 目的

木材は人と環境に優しい資材であり、その利用を推進することは林業及び木材産業の活性化のみならず、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化防止（京都議定書の目標達成）、資源循環型社会の形成に貢献するものである。

このため、平成17年度から木材、とりわけ国産材利用の意義を広め、利用の拡大につなげていくための国民運動として「木づかい運動」を展開するとともに、10月を「木づかい推進月間」として集中的な活動を行ってきたところである。

他方、「10年後の木材自給率50%以上」の目標を掲げた森林・林業再生プランについては、本年4月に「森林法の一部を改正する法律」が成立するとともに、7月には「森林・林業基本計画」が変更される（平成23年7月26日閣議決定）など、施策の着実な実行により国産材利用の一層の促進が期待される。

また、本年は国連によって定められた「国際森林年」であり、森林に関する情報発信を高めることにより、森林・林業・木材産業の再生と発展にも貢献するまたとない機会である。

こうした動きを踏まえ、平成23年度の「木づかい運動」では、平成22年10月にリニューアルした木づかいロゴマークの普及を図りつつ、国際森林年の活動と連携した取組を進めていくものとする。

また、地域材の生産・加工・流通に関わる事業者はもとより、関係省庁、地方公共団体や関連する団体・企業・NPO等も含めた幅広い人々の参加の下に、地域材の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供に必要な取組を行うものとする。

## 第2 実施期間

平成23年10月1日～31日

## 第3 実施機関

第2に定める期間（以下「木づかい推進月間」という。）における広報活動、実践活動の強化その他の取組は、林野庁において行うほか、関係府省、地方公共団体、関係団体、NPO等においても行われるよう要請する。

## 第4 実施の重点事項

1 木づかい推進月間においては、関係府省と連携して、次に掲げる活動を集中的に行う。

(1) 広報活動

- ① 林野庁広報誌等（Rinya、メールマガジン等）における記事の掲載
- ② 政府広報（ホームページ、ポスター等）掲載への働きかけ
- ③ 木づかい運動ポスター（※）掲載

(2) 実践活動

- ① 木づかいシンポジウム(「東日本大震災の復興を木づかいで応援しよう」)の開催(10月18日)
- ② 木づかい見本市(木製品展示)と企業の異業種交流セミナーを集中して行う「木づかいWeek」の実施(10月15日～22日)
- ③ 企業を対象としたセミナーの開催(10月中3回予定)
- ④ 「木づかい運動感謝状」の贈呈(10月18日)
- ⑤ 本省の「消費者の部屋」における特別展示の実施(9月28日～10月3日)
- ⑥ 国際森林年と連携した国際森林年記念木づかいシンポジウム(11月9日)の開催

2 木づかい推進月間においては、地方公共団体、関係団体、NPO等に要請して、次に掲げる活動を集中的に行う。

(1) 広報活動

- ① 広報誌等による木づかい推進に係るPR
- ② 各種マスメディア等を通じた広報
- ③ 木づかい運動ポスター(※)掲載

(2) 実践活動

- ① 木づかい推進に係るイベント等の開催
- ② 庁舎や事務所等における木づかい推進に係る展示の実施
- ③ その他木づかい推進に関する取組の実施

※平成23年度木づかい運動ポスターデザインは、二科展デザイン部(「2011・国際森林年」テーマポスター部門)農林水産大臣賞受賞作品を採用

## 第5 その他

森林・林業再生プラン及び京都議定書の目標の達成に向け、国際森林年のイベントと連携しながら、木づかい推進月間以外の期間においても木づかい運動の積極的かつ効果的な実施に努める。その際、間伐材を利用したコピー用紙や名刺、紙製飲料缶等の身近な地域材製品の購入を積極的に行うことはもとより、関係機関・部署等へ地域材製品購入の働きかけを行う等、日常的に木づかい運動の広報・実践活動に努めるものとする。

なお、木づかい運動の実施に当たっては、平成19年から展開されている「美しい森林づくり推進国民運動」との連携にも留意することとする。